

平成 29 年矢巾町議会定例会 11 月会議目次

議案目次	1
第 1 号 (11 月 17 日)	
○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	4
○地方自治法第 121 条により出席した説明員	4
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○請願・陳情の審査報告	5
29 請願第 4 号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准 することを求める請願 (総務常任委員長報告)	
○議案第 74 号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その 1 工事請負契約の締結に ついて	7
○議案第 75 号 矢巾 S I C 関連町道堤川目線道路改良その 3 工事請負契約の締結 について	9
○議案第 76 号 矢巾 S I C 関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の締 結について	12
○発議案第 9 号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准する ことを求める意見書の提出について	16
○散 会	17
○署 名	19

議 案 目 次

平成 2 9 年 矢 巾 町 議 会 定 例 会 1 1 月 会 議

1. 請 願 ・ 陳 情 の 審 査 報 告

2 9 請 願 第 4 号 日 本 政 府 が す み や か に 核 兵 器 禁 止 条 約 に 署 名 し、 国 会 が 批 准 す る こ と
を 求 め る 請 願

2. 議 案 第 7 4 号 矢 巾 町 公 共 施 設 等 省 エ ネ ル ギ ー 改 修 そ の 1 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

3. 議 案 第 7 5 号 矢 巾 S I C 関 連 町 道 堤 川 目 線 道 路 改 良 そ の 3 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

4. 議 案 第 7 6 号 矢 巾 S I C 関 連 町 道 堤 川 目 線 ・ 宮 田 線 道 路 改 良 工 事 請 負 契 約 の 締 結 に つ い て

5. 発 議 案 第 9 号 日 本 政 府 が す み や か に 核 兵 器 禁 止 条 約 に 署 名 し、 国 会 が 批 准 す る こ と を
求 め る 意 見 書 の 提 出 に つ い て

平成29年矢巾町議会定例会11月会議議事日程（第1号）

平成29年11月17日（金）午前10時開議

議事日程（第1号）

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会議期間の決定

第 3 請願・陳情の審査報告

29請願第4号 日本政府がすみやかな核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願

第 4 議案第74号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の締結について

第 5 議案第75号 矢巾SIC関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の締結について

第 6 議案第76号 矢巾SIC関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の締結について

第 7 発議案第9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤丸秀雄	議員	2番	水本淳一	議員
3番	廣田清実	議員	4番	高橋安子	議員
5番	齊藤正範	議員	6番	村松信一	議員
7番	昆秀一	議員	8番	藤原梅昭	議員
9番	川村農夫	議員	11番	高橋七郎	議員
12番	長谷川和男	議員	13番	川村よし子	議員
14番	小川文子	議員	15番	藤原由巳	議員

16番 藤原義一 議員

17番 米倉清志 議員

18番 廣田光男 議員

欠席議員（1名）

10番 山崎道夫 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高橋昌造 君 総務課長 山本良司 君
兼防災安全室長

企画財政課長 藤原道明 君 道路都市課長 菅原弘範 君
兼政策推進室長

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田孝 君 係 長 藤原和久 君
主任主事 渡部亜由美 君

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、10番、山崎道夫議員は都合により欠席する旨の通知がありました。

ただいまから平成29年矢巾町議会定例会を再開いたします。

これより11月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

12番 長谷川 和 男 議員

13番 川 村 よし子 議員

14番 小 川 文 子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の11月会議の会議期間は、11月16日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、11月会議の会議期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 請願・陳情の審査報告

29請願第4号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、

国会が批准することを求める請願

(総務常任委員長報告)

○議長（廣田光男議員） 日程第3、請願・陳情の審査報告を議題とします。

総務常任委員会に付託しておりました29請願第4号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について審査が終了した旨の報告がありましたので、これを議題とします。

総務常任委員長の報告を求めます。

小川文子総務常任委員長。

(総務常任委員長 小川文子議員 登壇)

○総務常任委員長（小川文子議員） 矢巾町議会議長、廣田光男様。矢巾町議会総務常任委員会委員長、小川文子。請願審査報告書。本委員会が平成29年矢巾町議会定例会9月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。記。1、付議事件名。29請願第4号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願。請願者、盛岡市中央通2丁目1番13号、岩手県原爆被害者団体協議会、ヒバクシャ国際署名をすすめる岩手の会、会長兼代表、伊藤宣夫。紹介議員、昆秀一、川村よし子。

2、委員会開催年月日。平成29年10月5日木曜日。

3、出席委員。小川文子、川村農夫、廣田清実、長谷川和男、藤原由巳、廣田光男でございます。

4、審査経過。平成29年10月5日午後1時30分から委員全員出席のもと29請願第4号について、参考人として、ヒバクシャ国際署名をすすめる岩手の会事務局長、下村次弘さんの出席を求めて、紹介議員立ち会いのもと趣旨説明を受け、協議、検討を行い、慎重審議した。

5、審査結果。29請願第4号については、全会一致で採択すべきものと決定した。

6、審査意見。核兵器禁止条約の国連会議において、核兵器禁止条約が国連加盟国の3分の2に当たる122カ国の賛成で採択され、核兵器のない世界への歴史的一歩を踏み出しましたが、唯一の戦争被爆国の日本政府は、核保有国と歩調を合わせ、参加しませんでした。

核兵器が再び使われかねない危うい状態が続いている今だからこそ核兵器の悲惨さを知る唯一の国として、いち早く調印し、国会での批准を経て、条約に参加することを求める本請願の趣旨は、理解できるものとして採択すべきものとしたしました。

議員諸氏のご賛同をいただきたく、請願の審査報告といたします。よろしくお願ひいたし

ます。

○議長（廣田光男議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑
ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。29請願第4号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が
批准することを求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択すべきものであります。

お諮りします。29請願第4号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批
准することを求める請願について賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 賛成多数であります。

よって、29請願第4号は、採択することに決定いたしました。

日程第4 議案第74号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負
契約の締結について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第74号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1
工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第74号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約
の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、環境省に採択されました公共施設等先進的二酸化炭素排出削減対策モデル事業
として実施されるものであります。

主な工事概要は、役場庁舎、町民総合体育館、町公民館、文化会館、保健福祉交流センタ
ー、不動小学校及び学校給食共同調理場の計7つの施設のLED照明への更新と、学校給食

共同調理場の厨房機器の省エネルギー型への更新及び厨房機器の消費エネルギーを計測する装置を設置する工事を行うものであります。

施行業者は、地方自治法施行令第167条の6、第1項の規定に基づき10月24日付で一般競争入札の公告を行い、受付期限の今月2日までに株式会社ユアテック岩手支社、南部電気工事株式会社、岩手電工株式会社、以上3社から参加申請があり、今月7日、午前10時59分から入札を執行した結果、株式会社ユアテック岩手支社が一金3億240万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額一金3億2,659万2,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 11月7日に入札をしたということですのでけれども、工事はいつから始まって、いつごろまでやるのか期間をお伺いします。

それから、町民への周知徹底はどのように行うのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） ただいまのご質問の1点目、工期についてでございますが、本日も可決いただきましたとしまして、あした速やかに工期がスタートするという予定でございますし、終わりのほうは、2月9日までの工期としてございます。

それから、2点目、利用者についての周知でございますが、各施設のほうでいつからいつまで、例えば具体的に使用される住民の方々に直接影響があるような部分につきましては、各施設のほうから具体的な工期が決まった時点でアナウンスをするというつもりでございます。直接住民の方にご不便をかけることがない、裏のほうで作業するという部分につきましては、特にアナウンスはしない予定ですが、基本的には、各施設の担当と今後具体的詳細な工程を詰めていってからのアナウンスの予定をさせていただきます。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 2点目の住民への周知徹底のことなのですけれども、アナウンスというのは、広報にまず掲載するというのも含むのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 藤原企画財政課長。

○企画財政課長（藤原道明君） 広報につきましては、タイミングが合わない可能性が高いので、現場のほうに掲示したりするというふうな考え方でおります。

なお、ホームページは対応可能ですので、ホームページには上げようと思っております。
以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、討論を終わります。

採決に入ります。

議案第74号 矢巾町公共施設等省エネルギー改修その1工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第75号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の締結について

○議長（廣田光男議員） 次に、日程第5、議案第75号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第75号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾スマートインターチェンジ関連周辺道路整備事業として、町道堤川目線の拡幅改良及び歩道設置工事を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長240メートル、車道部幅員片側車線2.75メートル、歩道部幅員3.5メートル、舗装工2,720平方メートル、側溝工412メートルを施工するものであります。

施工業者は、地方自治法施行令167条の6、第1項の規定に基づき、10月24日付で一般競争入札の公告を行い、受付期限の今月2日までに株式会社水清建設、株式会社水本、菱和建设株式会社、株式会社佐々木組、くみあい鉄建工業株式会社、水本重機株式会社、以上6社から参加申請があり、今月7日、午前11時8分から入札を執行した結果、株式会社佐々木組が、一金4,960万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額一金5,356万8,000円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 工事の期間が冬にかかるわけですがけれども、この堤川目線を使っていた中学生とか高校生とかは、宮田線を使うようになると思うのですがけれども、その宮田線は、本当に工事が必要なような状況で田んぼに子どもたちが落ちたりするような道路なのですがけれども、そのことについては、どのようにお考えなのでしょうからお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまの質問にお答えをいたしたいと思っております。

今回の議案につきましては、場所は宮田線の方ではなくて、インターチェンジの出口から南のほうの煙山の公葬地のある部分でございます。ここの部分が今回の工事の対象地でございます。それで、前段の宮田線の部分につきましては、以前の議会等でも答弁しており、とりあえず周辺道路整備ということで流通センターのほうから来る部分をまず周辺道路整備ということで行う予定にしておりますが、当然宮田線の部分につきましては、歩道が設置されていないということは、そのとおりでございますので、今回の周辺道路につきましては、歩道整備を設置するというので、そのとおり計画しておりますが、それ以外の部分につきましても、いずれ誘導は、そちらのほうに車が行かないように誘導する看板とかというのは、設置する予定にしておりますが、状況を見ながら必要であれば、やっていく必要は出てくるのかなと思っておりますので、これはもう少し時間をかけて検討させていただきたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） 次の議案まで答えていただきましてありがとうございました。

さらにありますか、質問。はい。

○13番（川村よし子議員） 今の川目線の整備は、南側ということなのですが、北側の整備については、やはり流通センター、南昌山団地の子どもたちも今も通っていると思うのですが、宮田線をこれからは使うようになると思うので、宮田線の整備を早期にやっ
てから堤川目線の整備、スマートインターチェンジにつなぐ堤川目線の整備をお願いしたい
と思います。事故が起きてから、これは大変ということではなくて、早目にして通学路を整
備していただきたいと思います。

○議長（廣田光男議員） その考え方、菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをいたしたいと思います。

今回の議案につきましては、あくまでもスマートインターチェンジ関連の整備ということ
でお願いしているものでございます。宮田線につきましては、川村議員さんがおっしゃると
おり状況につきましては、交通量がふえてくれば、歩道設置ということも当然考えられると
思いますので、これにつきましては、先ほど言いましたように、今後検討するという
こと
でございますが、できる限り誘導につきましては、今度工事をする方向のほうに誘導するよ
うな考え方で現在検討を進めている、工事を進めているものでございますので、いずれ宮田線
につきましても、いずれそういったところに全くいかないという形はないとは思いますが、
それは今後まず周辺道路整備をやってから、並行してそれは検討させていただきたいとい
う
ことで答弁とさせていただきます。

以上、お答えとします。

○議長（廣田光男議員） これでよろしいかと思えます。他に質疑ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは次に、討論に入ります。討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論を終わります。

採決に入ります。

議案第75号 矢巾S I C関連町道堤川目線道路改良その3工事請負契約の締結についてを
起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第76号 矢巾S I C関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事
請負契約の締結について

○議長（廣田光男議員） 日程第6、議案第76号 矢巾S I C関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の締結についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長（高橋昌造君） 議案第76号 矢巾S I C関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

本工事は、矢巾スマートインターチェンジ関連周辺道路整備事業として、町道堤川目線と町道宮田線との交差点改良及び歩道設置工事を行うものであります。

主な工事概要は、施工延長380メートル、歩道部幅員3.5メートル、舗装工5,180平方メートル、側溝工828メートルを施工するものであります。施工業者は、地方自治法施行令第167条の6第1項の規定に基づき、10月24日付で一般競争入札の公告を行い、受付期限の今月2日までに株式会社水清建設、株式会社水本、三陸土建株式会社、菱和建设株式会社、東野建設工業株式会社、以上5社から参加申請があり、今月7日、午前11時16分から入札を執行した結果、東野建設工業株式会社が、一金1億1,300万円で落札し、この金額に8%の消費税及び地方消費税を加算した金額一金1億2,204万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げます。提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） まず1点目は、工期はいつから行うのか。

それから、2点目は、住民説明、特にも小学生、中学生、高校生に対しては、どのように行うのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の工期でございますが、ご可決いただきますと、あしたから来年の3月31日までの工期となっております。

それから、2点目の周知方法でございますが、基本的には、通学ということもございまして、各小学校のほうに教育委員会を通じて周知するほか、広報等にも掲載をしていきたいということで考えているものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございませんか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 住民説明のところでは、広報を利用したり、それから小学生とかに説明する、学校を通してということなのですけれども、工期はあすからということなのですけれども、小学生、中学生は、きょうは金曜日ですので、月曜日から登校するようになるのですけれども、その時間帯とか、どのようにお考えなのでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本総務課長。

○総務課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この広報の関係、小中学生という話ございまして、この期間、あすから工事にかかるというふうな形なわけですけれども、実は先般町のほうで組織持っておりますすくすくネットワーク会議、これには小中学校の校長先生方含めて地域安全、警察を含めました組織化されているものでございますけれども、その中で、学校のほうでは既に冬休み期間中前にもスマートインターチェンジ関係、いわゆる通学路の関連での工事開始に伴う注意喚起、こちらの部分を既に行っているというような状況もございまして、先ほど道路都市課長申し上げました今後の部分についても、新たな工事内容等々、教育委員会を通じての周知という考えで取り組ませていただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 宮田線は、ご存じのように、南昌台団地、それから流通センター、ウエストヒルズ広宮沢の子どもたちも通ります。冬は、自転車通学ではないかもしれないのですけれども、父母の方々も送り迎えとか、そういうこともありますので、宮田線は、ウエ

ストヒルズのところは広がっていますが、それ以降の宮田線は、もう昔の旧道そのままです、北中学校まで。本当に大変な状況だと思いますけれども、事故を予防するためには、どのように町はかかわるつもりなのでしょうでしょうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、ただいまのご質問にお答えをいたしたいと思いません。

先ほど答弁したとおり、いずれ今の周辺道路整備の考え方は、ウエストヒルズの東のところから堤川目線、いわゆる高速道の上部のほうの交差点を通りまして、南のほうに施工する計画でございますが、一番心配されるとすれば、それより東側、県道あたりの部分までが心配だと思います。これにつきましては、先ほど答弁したとおり、いずれ周辺整備をまず進めていきますが、そっちの以降につきましても、そういった懸念は全くないということではないと思いますので、この工事期間中ちょっと検討させていただいて、引き続きやっていくというふうな形も含めて検討させていただきたいと思えます。

なお、先ほど周知方法につきましては、今回周辺道路として工事する部分は、片側ではありますが、歩道は設置することになっておりますので、子どもさんについては、できるだけそちらのほうを通っていただくような形で周知をさせていただきたいと思えますし、看板、例えば誘導看板とか、そういった部分につきましても、極力宮田線を通らないような誘導方法で看板は設置していきたいということで現在考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） ちょっと私もあそこの道路を通ることが多かったものですから、冬、雪が積もると除雪車が雪を左右に除雪するわけですが、道路の幅が狭くなって、本当に流通センターの企業に行く方、ウエストヒルズの企業に行く方、通学する方、交差するのが大変なのです。そういう状況ですので、事故が起きないように対策を早期にやる必要があると思えます。ですので、除雪の仕方とか、そういうこと、それから流通センターの企業の方たちにも、そこの宮田線を余り使わないような、そういう配慮とかも必要ではないかと思えますが、その点は、どのように考えているかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） できるだけ具体的に、再質問ないように。菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） それでは、お答えをします。

基本的には、確かにあそこの現地については、ウエストヒルズの方面から現在県道のほう

に抜けているという部分がございます。今回工事する部分につきましては、車道の部分もいわゆる3メートル、3メートルということで両方で6メートルに路肩がつきますので、現在よりは広くなる予定です。それに歩道が設置されますので、早期に工事が施工されることによって、そういった交通安全は確保していけるのかなということ、できるだけ早く工事を施工したいということで、今回は交差点部分から南側にあります田尻橋までの部分が工事の範囲でございますが、いずれ引き続き用地をお世話になりながら早期に完成をしていくように努力していきたいと。

なお、除雪につきましても、いずれ業者さんのほうには気をつけてそういったものも含めて気をつけて除雪していただくように改めて指導を申し上げていきたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に。9番、川村農夫議員。

○9番（川村農夫議員） 請負比率、請負差額、この区間はこれで完結型になるのかという点についてお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 菅原道路都市課長。

○道路都市課長（菅原弘範君） ただいまのご質問にお答えをしたいと思います。

今回の金額につきまして請負をお願いするわけでございますが、基本的には、実際工事をやっている中で、その地域のいわゆる設計している部分以外の部分も出てくる可能性もないとはいえないということで、その場合は、いわゆるふえたり減ったりということは、あり得ると思いますので、その節は、改めて承認ということも必要になってくると思いますので、そういった際はあるということをご理解をいただければと考えております。以上、お答えといたします。

落札率につきましては、基本的には、予定価格のちょっとぎりぎりだったのですけれども、99.06でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に再質問ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

次に、討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） それでは、採決に入ります。

議案第76号 矢巾S I C関連町道堤川目線・宮田線道路改良工事請負契約の締結について
てを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(廣田光男議員) 賛成多数であります。

よって、議案第76号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩いたします。

町長以下参与の方々は退席されて結構でございます。

午前10時34分 休憩

午前10時35分 再開

○議長(廣田光男議員) 再開します。

日程第7 発議案第9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について

○議長(廣田光男議員) 日程第7、発議案第9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(廣田光男議員) 提案理由の説明を求めます。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) それでは、提案理由の説明を申し上げます。

発議案第9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの意見書は、29請願第4号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める請願について、総務常任委員会において審査報告を行い、本会議において採択されたことに伴い、地方自治法第99条の規定により、国会及び関係行政庁に意見書を提出するものであります。

意見書の概要は、唯一の戦争被爆国であり、核兵器の悲惨な体験を持った日本が条約締結の先頭に立つべきと考えることから、第1点目として、日本政府が速やかに核兵器禁止条約に署名することです。

2点目として、衆議院、参議院の両院で速やかに核兵器禁止条約を批准することを求めるものであります。

また、意見書の提出先については、内閣総理大臣、衆参議員議長及び県選出国會議員であります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 質疑を終わります。

討論に入ります。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第9号 日本政府がすみやかに核兵器禁止条約に署名し、国会が批准することを求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立全員であります。

よって、発議案第9号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員） 以上をもって本日の議事日程は終了いたしました。

これをもって平成29年矢巾町議会定例会11月会議を閉じます。

大変ご苦労さまでございました。

午前10時39分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員